大規模イベントを契機とした多様な利用者に配慮したユニバーサルデザインガイドライン作成の経緯に関する一考察

児玉　健[1]・三星　昭宏[2]・前澤　秀和[3]・犬塚　紀和[4]・上田　知史[5]
藤田　真穂[6]

[1]株式会社日建設計総合研究所（〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-3-18）
E-mail: kodama@nikken.jp

[2]正会員　近畿大学名誉教授（〒594-1111　大阪府和泉市光明台 3-24-9）
E-mail: a-inter@joy.hi-ho.ne.jp

[3]公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16）
E-mail: MaesawaH@expo2025.or.jp

[4]株式会社 日建設計（541-8528 大阪市中央区瓦町３丁目６-５）
E-mail: inuzuka@nikken.jp

[5]株式会社 日建設計（541-8528 大阪市中央区瓦町３丁目６-５）
E-mail: ueda.satoshi@nikken.jp

[6]株式会社 日建設計（541-8528 大阪市中央区瓦町３丁目６-５）
E-mail: fujita.maho@nikken.jp

2025 年に開催予定の 2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博）に向けて,多様な障がい当事者の参加のもとに「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」が策定された.本研究ではその概要を紹介するとともに,これまで国内で策定されてた関連する基準・ガイドラインとの比較のもとに,策定段階で議論された点を踏まえて今後の施設関連のユニバーサルデザインのあり方を示すものである.

Key Words: *universal-design,guideline,Expo2025,disabled people,*

1. はじめに

(1) 本研究の背景

我が国の交通施設,道路などの社会基盤,建築物,公園等におけるバリアフリー化は,1970 年代の福祉のまちづくりに関する要綱・条例をはじめとして,2000 年のいわゆる『交通バリアフリー法』が施行されることで,それまでの建築,道路,交通施設などの施設単位のバリフリ―化から,一定の地区における連続した移動空間のバリアフリー化が促進されることとなる.

また 2014 年の障害者権利条約の批准,2016 年の障害者差別解消法の施行,2021 年に開催された 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下『2020 東京オリパラ』と呼ぶ）を契機として,「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」,「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が 2017 年に策定され,このような動きから,2018 年に改正バリアフリー法が施行され,社会的障壁の除去,誰もが分け隔てられることのない共生社会の実現が示されることになった.

このように我が国におけるユニバーサルデザインに係る理念,具体的な建築・まちづくりにおける各種基準の見直しが定期的・継続的に行われ,さらに大規模イベントなどを契機として更新されてきたと言える.

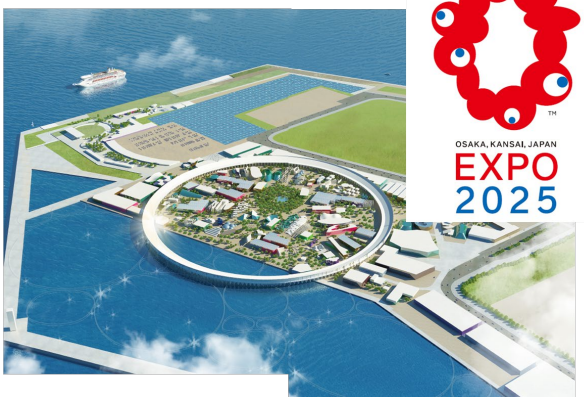
(2) 本研究の目的

本研究では(1)に示したユニバーサルデザインに係る新たな動きとして,2025 年に開催予定の 2025 年日本国際博覧会(以下,「大阪・関西万博」)に向けて,多様な障がい当事者の参加のもとに「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」(以下,『施設整備 UD ガイドライン』と呼ぶ)が策定された.

このことを受けて,本稿ではｉ）これまでのバリアフリー,ユニバーサルデザインに係る理念,新たに追加され

た各種基準の内容とその考え方,ⅱ）策定における当事者参加型の策定の特徴について述べる.

会場風景



注)上記は「基本計画」に示された会場風景の図

2. 施設 UD ガイドラインにおける基本的考え方と主要な基準設定の視点

(1) 基本的考え方

大阪・関西万博においては,2020 年 12 月に発表された「基本計画」の会場整備の項目において,ユニバーサルデザインの実現に向けた方針が次のように示されている.

「国・地域,文化,人種,性別,世代,障がいの有無等に関わらず,大阪・関西万博を訪れる世界中の人々が利用しやすいユニバーサルデザインの実現を目指す.そのために,会場施設設計者,展示設計者,運営者等,本万博の整備及び運営に携わる多くの関係者の共通指標となるガイドラインを策定し,利用者にとって快適な環境整備を行う.」

このような基本方針を受けて,施設整備 UD ガイドラインの基本的考え方が策定され,次の 4 項目が盛り込まれることとなった.

・誰一人取り残さないアクセシブルでインクルーシブな社会に向けて
・「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」を契機とした,より高いユニバーサルデザイン水準をめざす
・本ガイドラインの背景となるアクセシビリティとインクルージョンの基本原則（「公平」,「尊厳」,「機能性」の 3 つ）
・障がい当事者等の参画による評価と意見反映
～ユニバーサルデザインワークショップの積極的奨励～

これらの事項は本研究の背景でも示したように,これまでわが国のバリアフリーもしくはユニバーサルデザインに係る法令,各種基準などにおいて示された理念を受け継ぐ形で示されたと言える.

(2) 基準設定の視点

次に,施設整備 UD ガイドラインは後述する障がい当事者の意見を反映させて策定されたが,各種基準の設定においては,これまでの国内の基準を基本とするものの,次の視点を重視して検討がなされた.

ⅰ）最新の先行的基準を取り入れるとともに,2020 東京オリパラの議論も参考に,より使いやすい基準を目指す.
ⅱ）LGBTQ,見えない障がい者などへの対応など,これまでの基準に含まれていない施設整備の基準についても盛り込む.
ⅲ）単に基準値を示すだけでなく,ユニバーサルデザインの考え方を大切にし,設計・計画を行うことを示す.

ⅰ）については,大阪・関西万博が国内外から多くの多様な人が訪れる機会であるとともに,2020 東京オリパラに続く国の大規模イベントであり,それまで培ってきたユニバーサルデザインの基準をより高めることで,それをレガシーとしてつなげていくことを意図されている.

ⅱ）についてはこれまでも障がい者をはじめ多様な方への配慮を行うことが必要とされてきたが,万博という現実にモノができていく中で,身障者などに比べると対応についての議論が遅れてきた方に対しても,何が必要であるかを議論を深める場とすることを意図されている.

ⅲ）については,これまでの各種基準の多くがいわゆる「基準値」のみを示すことが多かったことについて,その「考え方」を重視して取りまとめることを意図されている.

3. 更新後のガイドライン内容(重要な点)

施設整備 UD ガイドラインでは 2.に示した考え方に基づき,パビリオンに係る各種基準の検討が行われた.

本章では,その中のⅰ)基準設定の考え方,ⅱ)傾斜路の勾配,ⅲ)エレベーターの出入口の大きさ等・かごの大きさ,ⅳ)トイレの機能分散,車いす使用者用便房,ⅴ）カームダウン・クールダウン設備について,基準の内容と考え方を以下に示す.

(1) 基準設定の考え方

基準設定については,ガイドライン,2-3 において次のように示されている.

『本ガイドラインでは,パビリオン等の会場内施設を設計する際の指標として,推奨（Guide）と規制（Control）の 2 つの基準を設けている.

最低限の基準を満足するだけでは,アクセシブルな環境を必要とする障がいのある人々やその他の人々の前に立ちはだかる多くのバリアに対処することにはならない.ますます多様化するコミュニティのニーズを取り込み,「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」を整備するためには,施設を計画・設計・建設するそれぞれの立場の人が,このガイドラインで示している推奨基準を積極

的に採用することが望ましい.推奨基準を採用することがどうしても困難な場合であっても,少なくとも規制基準を満たすことが最低限の要件となる.』

ここで重要な点は,上記でアンダーラインを記した箇所であり,2,(2),ⅲ）で示した「単に基準値を示すだけでなく」最低限の基準を満足するだけでなく,その考え方も含めてよりレベルの高い「推奨基準を積極的に採用することが望ましい」として示されている点である.

(2) 傾斜路の勾配

傾斜の勾配については,「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」において 1/20 を標準として定められたことを受けて,施設整備 UD ガイドラインにおいても屋内外について 1/20 以下が規制に盛り込まれることとなった.

施設整備UDガイドライン		
規制	敷地内の通路（屋外）	1/8以下（高低差75㎜以下）
		1/10以下（高低差76-150mm）
		1/20以下（高低差151㎜以上）
	廊下等（屋内）	1/12以下（高低差300㎜以下）
		1/14以下（高低差301-3000㎜）
		1/20以下（高低差3001㎜以上）
推奨	敷地内の通路（屋外）	1/20以下
	廊下等（屋内）	1/14以下（高低差300㎜以下）
		1/20以下（高低差301㎜以上）

図-1 傾斜路の勾配の基準

(3) エレベーターの配置,出入口の大きさ等,かごの大きさ

ⅰ）エレベーターの配置

配置については,「エレベーターは主要な経路,またはその経路に隣接して設置すること.傾斜路,エスカレーター,階段等は,できるだけエレベーターに隣接して設置すること(規制)」と示されており,階段,傾斜路,エスカレーターをなるべく隣接して設置することで,誰もが同じ経路を利用できることを目指している.

ⅱ）ドアの幅等

ドアの有効幅については,車いす利用者がスムーズに乗降可能なように,有効幅 1.0 を規制,1.1m を推奨とするとともに,推奨として「かご及び昇降路の出入口の袖壁は片側のみ,または無しとすることが望ましい.」の事項が盛り込まれている.

これは,車いす使用者の意見において,入口からまっすぐにかご内に出入りできることで,同乗者との接触の回避及びベビーカー利用者の利便性向上,より多くの人が利用できることを意図している.

また片袖とされているのは,両側に袖が無いことで、車いす使用者にとっては便利であるものの、視覚障がい者にとって,エレベーターの押し釦の位置が袖がないと認識しづらいとの意見があり,袖を無くすことは推奨レベルでも「望ましい」とされた.

ⅲ）かごの大きさ

かごの大きさについては,「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」において,17 人乗りレベルの幅 1.7m 以上が標準とされていることを受けて,同様の大きさを規制に盛り込まれることとなっている.

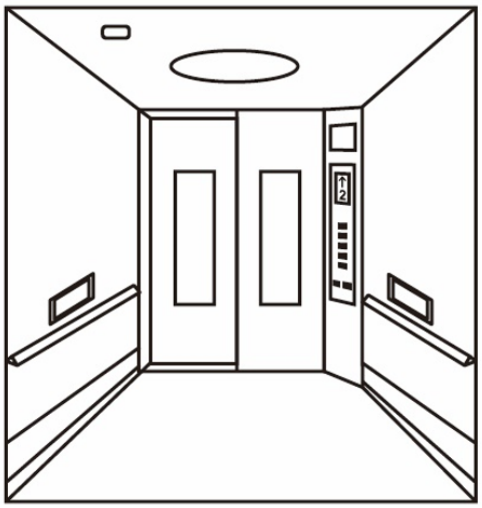


図-2 片袖タイプのエレベーター例

	施設整備UDガイドライン	
エレベーターのドア有効幅	規制	1,000mm以上
	推奨	1,100㎜以上

	施設整備UDガイドライン	
エレベーターのかごの大きさ	規制	幅1,700mm×奥行1,500mm 又は同等水準サイズ （17人乗り） ※複数配置を考慮することが望ましい。
	推奨	幅2,100mm×奥行1,500mm 又は同等水準サイズ（24人乗り） ※ただし、構造上やむを得ず規定のかごの大きさを設置できない場合は、複数台設置する等来場者の円滑な利用に配慮したエレベーター計画とすること。

図-3 エレベーターの基準(一部)

(4) トイレの機能分散,車いす使用者用便房

ⅰ）トイレの機能分散

トイレの機能分散に関しては,「便所は,高齢者,障がい

者,異性介助者,トランスジェンダー,乳幼児連れの人等すべての人が利用しやすいように,施設の用途,規模に応じて計画・設計を行うこと.」と示されている.

トイレの機能分散については,「車いす使用者用便房を多機能化することにより,利用者が集中することを防ぐ」主旨で,個別機能を備えた便房の分散設置することが示されている（推奨）.また,その中に,オールジェンダートイレ,車いす使用者用簡易型便房などの設置が示されている.

ⅱ）車いす使用者用便房

車いす使用者便房の大きさは,内寸法 2.2m×2.2m 以上とすることが規制として盛り込まれている.「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の標準規準では,当寸法は内寸 2.0m×2.0m であり,より広い便房の基準となっている.

これは,万博では海外の大型の車いす使用者も想定して「大型の電動車いす使用者等が回転できるよう」とすることが意図である.

施設整備UDガイドライン		
車いす使用者便房の大きさ	規制	車いす使用者用 有効寸法 2,200㎜×2,200㎜以上 転回スペース：1,800㎜の円 移乗スペース：750ｍｍ確保 車いす使用者用簡易型便房の大きさ （直進・側方進入の場合： 2,000㎜以上×1,300㎜以上） （側方進入の場合： 1,800㎜以上×1,500㎜以上）
	推奨	付加される機能に応じた広さを確保 （事例を図示）

図-4　車いす使用者便房の大きさの基準

(5)　カームダウン・クールダウン設備

カームダウン・クールダウン設備は,既に空港などで導入されており,2020 東京オリパラでも導入されている.その一方で,具体的な基準がない中で導入が進められていたことも事実である.

施設整備 UD ガイドラインでは,「何故必要であるか」,「どのような機能を有するべきか」を示していることに意義がある.

具体的には,その要件に関して以下のように示されている.

『カームダウン/クールダウンルームは,人混み,音や光等,環境の状況によって不安や恐怖等を感じ,パニックを起こしやすい人たちが,安心して万博を楽しむために必要な施設である.そのため,当該施設が下記の目的を有する施設であることに配慮した計画・設計を行うことが望ましい.

・各人のペースや好む方法で展示等を楽しめる機能

・パニックの予防およびパニックが生じた時に気持ちを落ち着かせるための機能』

また,必要とされる機能・設備として次が示されている.

『C11-2(規制)　センサリールーム,及びカームダウン/クールダウンルームは,以下の機能を有すること.

・遮光性,遮音性を確保すること

・壁は柔らかい素材とすること（衝突への緩衝機能を備えること）

・照明は照度調整,配光機能を備えること

・防犯（施錠,緊急連絡ブザー等）に十分に備えること』

上記は,これまでのガイドライン,基準等に示されていない事項であり,今後のガイドラインなどの参考となりえると考える.

4．当事者参加の過程

施設整備 UD ガイドライン策定にあたっては,公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会(以下,「博覧会協会」とよぶ)において,2021 年 7 月に公表された後に 2022 年 3 月に改定版が発出されている.ここでは改定版策定についての過程と当事者参加について,その特徴について示す.

(1)　検討の過程

改定については,2021 年 12 月 24 日から改訂版の公表（2022 年 3 月 31 日）まで,3 か月という短期間での検討である中で,3 回の検討会開催,1 回の分科会開催を行なわれ短期間に密度高い検討が行われた.（図−5 参照）

また,議論に参加した委員は合計 22 名であり,その中の障がい当事者,高齢者は 15 名であり,障がい当事者については,車いす使用者,視覚障がい者,聴覚障がい者,精神障がい者,LGBTQ など多様な人の参加による議論を行っている.

(2)　短期間での議論・成果の要因

このような短期間に当事者の意見を反映させつつガイドライン改定までこぎつけることができた要因として,以下の点を挙げることができる.

ⅰ）会議運営主催者の予算確保とリーダーシップ

会議の運営主催者は,博覧会協会であり短期間での策定に向けて一定の予算措置による会議運営の主導と会議におけるリーダーシップが発揮されたことで,施設整備ガイドラインの内容等に関する多くの調整事項についての判断が迅速になされたと言える.

ⅱ）経験豊富な多方面のメンバーによる議論

施設整備 UD ガイドライン策定については,ハード的な検討だけでなく,先に示した基本的な考え方,ソフト的な対応など多方面な検討を同時に行う必要があった.

また,ハード的な検討についても,最新の我が国おけるユニバーサルガイドライン及び各種基準についての知見を有する学識経験者,障がい当事者,コンサルタントが参加し,議論と実質的な作業を短期間に遂行できたことによるものと考える.

ⅲ）論点の明確化

検討においては,ガイドライン自体が多岐にわたる検討項目があるが,その中で「トイレ」,「エレベーター/エスカレーター」,「カームダウン/クールダウン」,「車いす(観客席)」に焦点を当てて,より具体的な検討を行っている.

これは,開催当初から重要な項目として位置付けられた項目であるとともに,「カームダウン/クールダウン」など,2020 東京大会以降に新たにガイドラインとして盛り込む必要性が高い項目となっている.

さらに,大阪・関西万博の 2025 年開催が決まっており,パビリオンの設計がスタートした時期でもあり,当事者ニーズも踏まえた基準を明確にする必要があったことが背景にあるが,策定時点で「何を議論すべきなのか」を明確にしたことが重要なことと言える.

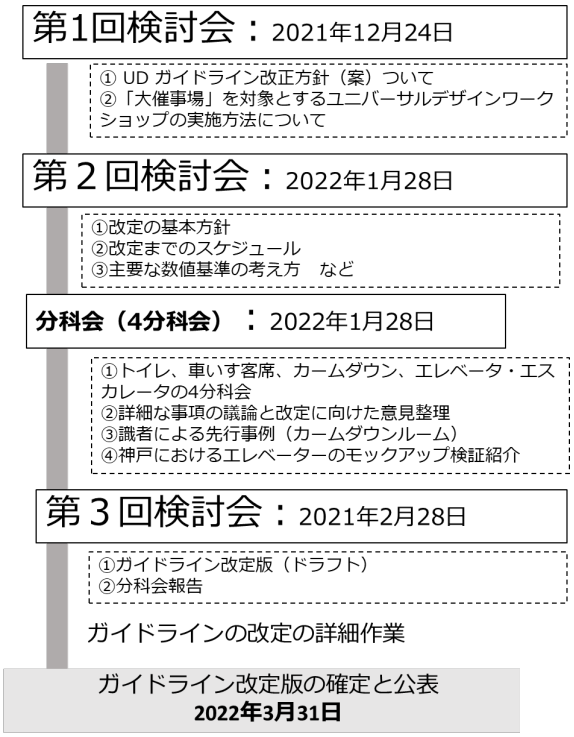


図-5　施設 UD ガイドライン改定に係る検討過程

５．本ガイドラインの意義と今後の課題

(1) 本ガイドラインの意義

ここで示した施設整備 UD ガイドライン策定の意義を以下に示す.

ⅰ）新たなニーズ,社会動向をふまえた基準づくり

これまで見落とされがちであった,「みえない障がい者」のニーズも踏まえて,次に向けた多くの意見,知見に基づく今後のユニバーサルデザインの試金石としての UD ガイドラインとして位置付けることができると考える.

ⅱ）継続的当事者参加型検討

ここに示した当事者参加が実施されたことで,博覧会場への交通アクセス,主要なパビリオン計画,ソフト的対応などにおいて,当事者参加型のワークッショップ等が実施されることとなり,継続的な当事者参加の道筋が示されたといえる.

ⅲ）障がい当事者の理解を深めるための会議運営上のノウハウの共有

上記の UD 検討会（もしくはワークショップ）では,参加する当事者それぞれの困りごとに応じて,計画・設計事項についての理解を深めていただくために,下記のような運営上の工夫を行っている.

・設計図面の簡略化した視覚障がい者のための立体コピーの提供
・簡易な建物模型を使った説明
・リモート会議に対応した遠隔での同時文字おこしによるコミュニケーションの確保　など

これらは,参加者からも好評であったと聞き及んでおり,今後,同様の検討会等の開催の参考となると考える.

(2) 今後の課題

ユニバーサルデザイン実現に向けて,当事者参加型の取組が継続的に行われることが必要となるが,そのための課題について,本稿で示した経験をもとに以下に示す.

ⅰ）ユニバーサルデザインに関する知見・意見の集約と横展開の仕組みの構築

2000 年の交通バリアフリー施行以後,国内で様々な当事者参加の検討がなされている.対象となる施設は,駅施設,道路,公園,公共建築など,取組は様々であるが,一方でそれぞれの会議等において,同じ施設種類であれば同様の指摘・意見が出されていると推測される.

ここで紹介した万博計画においても,複数の施設(パビリオン等)の検討において,類似した意見があることが確認できている.

このことは,意見を発する側にとっても,施設整備側にとっても,類似した意見について精査し,改良案を検討することになり,限られた期間内の検討において非効率であると言える.

このようなことを踏まえると,国内全体でこれまで蓄積されている各種意見を整理した上で,既に議論・改良に応用しているような事例について,広く共有することが必要と考える.さらには,それを踏まえてより高質な施設,ソフトの提供の議論をすることが肝要と考える.

また,このような情報共有の仕組みづくりにより,今後開催される UD に係る検討会において,財源制約,時間制約などがある場合でも,関連する知見を参考にその検討会等でより高い目的をもって解決策を見つけることができると考える.

ⅱ）利用者の視点からのソフト,ハード面からの解決策の必要性

施設整備に関する各種基準作りは,1970 年代の福祉のまちづくりに関する要綱・条例後,その時代に応じた改変が加えられている.また,関係事業者の努力で施設の改良が進められており,バリアフリ―化,ユニバーサルデザイン化が実装されている一方で既存施設をはじめとして,未整備な場所等が存在することとなっている.また,新設の施設においても敷地条件,財源制約,事業者の違いなどにおいて,理想的な施設整備が難しいこともある.

それらに対応していくためには,ハードとソフトのトータルの解決策を積極的に見つけていくことが必要と考える.

本稿では,2025 大阪・関西万博を機とした当事者参加型の施設整備 UD ガイドラインの内容と考え方,検討の過程を紹介したが,ユニバサールデザインの理念においては,求められるニーズは限られた人を対象にしたものではなく,個々人が自分事として捉え,誰一人取り残さない共生社会をめざして,これまで培われた知見を発展させることが今後も必要である考える.

謝辞：本稿の作成においては,2025 大阪・関西国際博覧会に施設整備おける UD ガイドラインをテーマとしているが,策定において関与された博覧会協会,検討メンバーの方々などに敬意を表します.

REFERENCES

1) 高齢者,障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和 3 年 3 月,国土交通省)
2) IPC アクセシビリティガイド（平成 25 年 6 月,国際パラリンピック委員会）
3) Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン（平成 29 年 3 月,公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）
4) 施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン【改定版】（民間パビリオン用）(2022 年 3 月,公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会